

低圧需要側の託送等申込みについて



2026年9月
東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター

前回説明会資料からの変更内容



	区分	ページ	変更概要
1	変更	P6	弊社ホームページの更新に伴い、画面構成を一部訂正
2	変更	P10	スイッチング支援システム取扱マニュアル改正により、「スイッチング処理期間」の記載内容を一部訂正
3	変更	P18	スイッチング支援システム取扱マニュアル改正により、「（６）撤去工事にかかる日数の確保」の記載内容を一部訂正

(1) 託送供給等申込みの概要	
・ 託送供給等申込みの流れについて	P.4
・ 低圧需要側にかかわる託送供給等申込みについて	P.5
(2) スイッチング支援システムを用いた託送異動申込みについて	
・ スイッチング申込みについて	P.9
・ 再点申込みについて	P.11
・ スイッチングおよび再点申込みにおける注意事項	P.12
・ 再点申込みにおける注意事項	P.14
・ ご契約中の供給地点に再点申込みがあった場合の廃止確認連絡について	P.15
・ 廃止（撤去）申込みについて	P.16
・ 廃止（撤去）申込みにおける注意事項	P.17
・ アンペア変更申込みにおける注意事項	P.19
・ 立会い等の個別連絡をいただいている場合の注意事項	P.20
・ 需要者情報変更申込みにおける注意事項	P.21
(3) スイッチング支援システム対象外の申込みについて	
・ 実量契約への切替に伴うアンペアブレーカーの撤去申込みについて	P.24
・ 実量契約への切替に伴うアンペアブレーカー撤去申込書送付時の注意事項	P.25
・ スイッチング支援システムで訂正・取消ができない場合について	P.26
・ 申込内容の変更・取消依頼書を送付する際の注意事項	P.27
・ 31日以上遡及する再点の申込みについて	P.29
(4) その他	
・ 受付時間外に申込みをした場合の電話連絡について	P.33

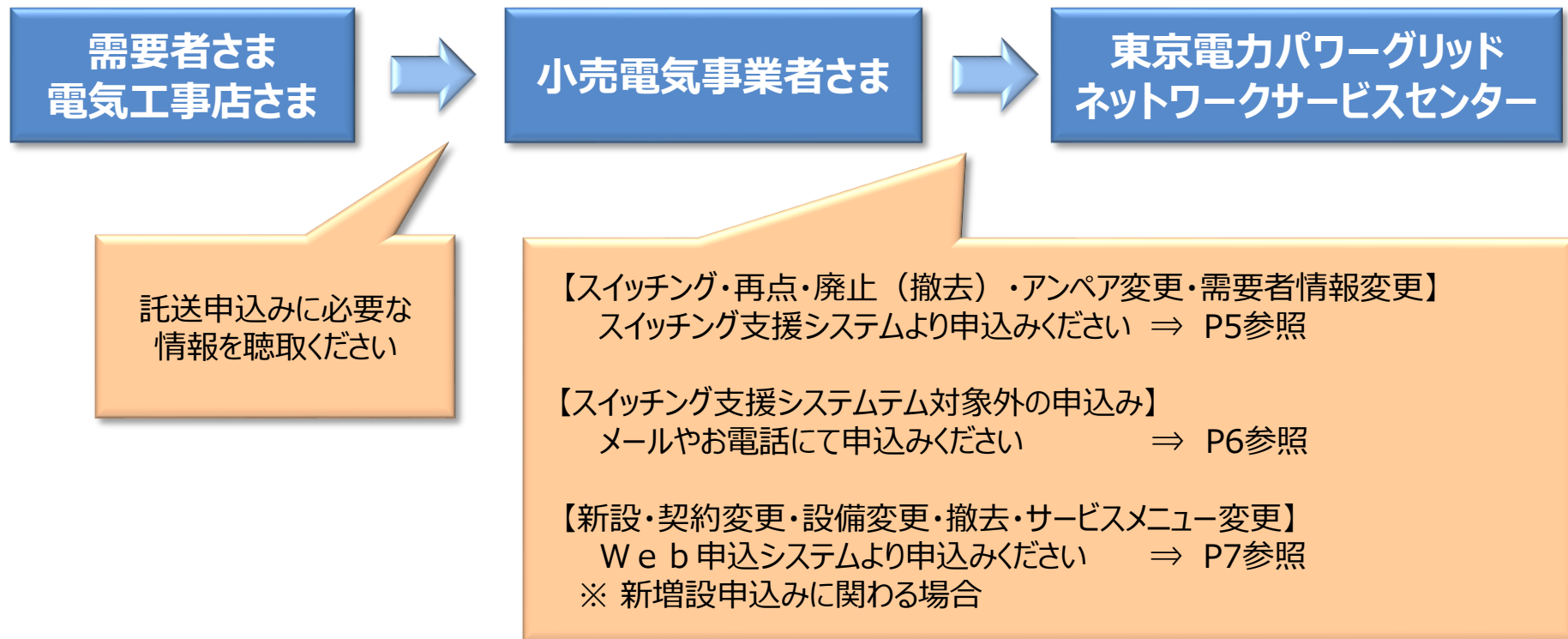


(1) 託送供給等申込みの概要

託送供給等申込みの流れについて（低圧需要側）



- 需要者さま（電気工事店さま）からの申出にもとづき、小売電気事業者さまより託送供給申込みを行ってください。



低圧需要側にかかわる託送供給等申込みについて（1 / 3）



- 以下の申込種別については、**スイッチング支援システム**より申込みください。

申込種別	申込内容
スイッチング	供給する小売電気事業者さまが変更となる場合
再点	現在廃止中の需要場所について、電気の使用を開始する場合
廃止	現在供給中の需要場所について、電気の使用を停止する場合（原則、供給設備は残置いたします）
撤去	建物の解体等にともない、弊社供給設備の取り外しが必要な場合 ※ 新增設申込みにかかわらない場合
アンペア変更	現在アンペアブレーカー契約である需要者さまが、契約電流を変更する場合
需要者情報変更	供給中の需要場所に関わる需要者さまの情報を変更する場合



低圧需要側にかかわる託送供給等申込みについて（２／３）

- スwitchング支援システム対象外の申込みにつきましては、メールにて申込みください。

[申込様式掲載場所]

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/overview.html>

新設・契約変更・設備変更に関する申込み >	スイッチング（供給者変更）に関する申込み >
再点・廃止・撤去・アンペア変更に関する申込み >	揚水発電設備および蓄電池の特別措置に関する申込み >

低圧需要側にかかわる託送供給等申込みは、お申込み種別のいずれかを選択してください。

当社所定お申込み様式

参考資料	・ 低圧需要側の託送異動申込みについて (1.97MB) ・ 低圧需要側の新增設申込みについて (2.9MB) ・ 低圧需要側の申込書類について (89KB)
ZIPファイルを展開，低圧需要側にかかわる託送供給申込みでは下記の２ファイルを使用します。	
お申込み様式	申込様式（低圧需要側） (ZIP:349KB)
関連情報	接続供給兼基本契約申込み（需要バランシンググループ変更）に関するお願いについて (76KB)

名前
01_申込変更・取消依頼書.xls
02_SB撤去申込書.xls
03_集合住宅（低圧用）容量一覧表.xls
04_組合せ計器（低圧変流器）取付状況
05_引込線・計器工事設計書.xls
06_特例区域等および需要場所間の電力融

スイッチング支援システムで訂正・取消ができない場合に使用します。

スライド 2 6 以降参照

実量契約への切替に伴うアンペアブレーカの撤去申込みにて使用します。

スライド 2 4 ～ 2 5 参照

種類	圧縮サイズ
XLS ファイル	16 KB
XLS ファイル	21 KB
XLS ファイル	22 KB
XLS ファイル	205 KB
XLS ファイル	38 KB
XLXS ファイル	49 KB

低圧需要側にかかわる託送供給等申込みについて（3 / 3）



■ 以下の申込種別については、**Web申込システム**より申込みください。

※ 新增設申込みに関わる場合

申込種別	申込内容
新設	電気の供給にあたって新たに弊社供給設備を施設する場合
契約変更	契約容量や契約決定方法等を変更する場合および変更にともない、弊社供給設備の工事が必要となる場合
設備変更	契約変更によらず弊社供給設備の工事が必要となる場合（逆潮流が発生しない発電設備の変更がある場合を含む）
撤去	「新設」「契約変更」「設備変更」に関連した建物の解体等や臨時接続送電サービスメニューの使用期間終了にともない、弊社供給設備の取外しが必要な場合
サービスメニュー変更	弊社供給設備の工事がなく接続送電サービスメニューのみ変更となる場合



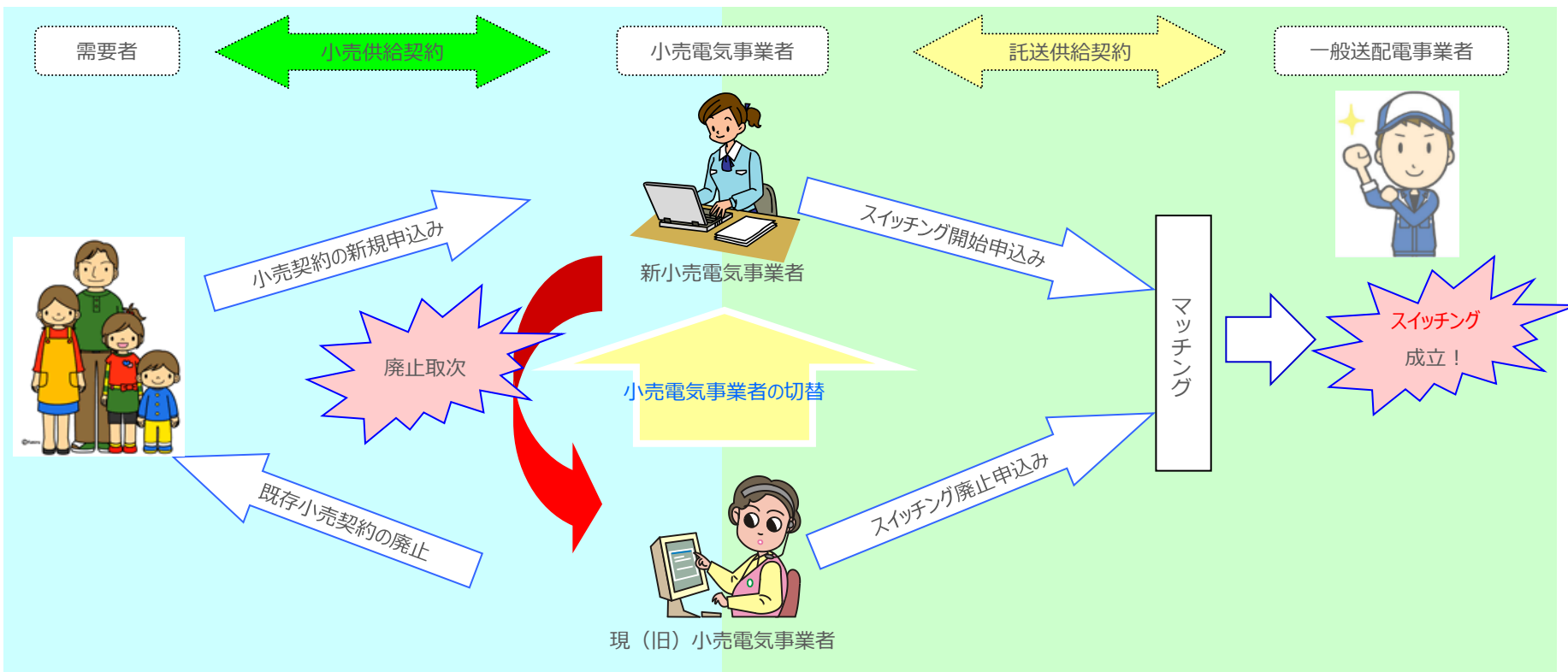
（２）スイッチング支援システムを用いた託送異動申込みについて

スイッチング申込みについて（1 / 2）



需要者が同一地点において電気使用を継続する状態で、電力を供給する小売電気事業者を切り替えることをスイッチングといいます。新たに供給を開始する新小売電気事業者と既存の契約を廃止する現（旧）小売電気事業者双方が契約手続きを円滑に実施することが求められ、双方の託送契約上の「スイッチング開始申込」と「スイッチング廃止申込」が揃う（マッチングといいます）と、スイッチング成立となります。

＜参考：スイッチングのイメージ＞



なお、需要者のスイッチングに係る諸手続きの負担軽減のため、新小売電気事業者が需要者に代わって現（旧）小売電気事業者へスイッチング支援システムを通じて廃止取次の申出ができます。

出典：電力広域的運営推進機関スイッチング支援システム取扱マニュアル《スイッチング》



■ 標準処理期間は以下のとおりです。

（１）マッチングについて

新小売電気事業者さまからの「スイッチング開始申込」と、現（旧）小売電気事業者さまからの「スイッチング廃止申込」を突き合わせする処理を「マッチング」といいます。マッチングができた日を起算日として、弊社はスイッチングに必要な工程を進めます。

スイッチング開始日とスイッチング廃止日が相違する場合、スイッチング開始日を原則、優先いたします。

（２）スイッチングに要する標準的な日数について

スイッチングに要する標準処理期間については、スマートメーターへの計器取替や弊社の手続きに関する期間を考慮して以下のとおり申込みをお願いいたします。

取替工事要否	標準処理期間	スイッチング処理期間
工事が不要	マッチング日 + 1 営業日 + 2 暦日	標準処理期間満了日以降かつ、次々回検針日までの日付を選択してください。
工事が必要	マッチング日 + 8 営業日 + 2 暦日	

（３）マッチング不成立について

「スイッチング開始申込」と「スイッチング廃止申込」双方の申込みが弊社になされ、「マッチング」することで「スイッチング」にかかわる手続きが行われます。したがって、スイッチング希望日より起算した標準処理期間を確保した日（以下、「マッチング期限日」といいます。）までに「スイッチング開始申込」もしくは「スイッチング廃止申込」がなされなかった場合は、マッチング不成立となります。その場合は、先だって申込みされていた「スイッチング開始申込」もしくは「スイッチング廃止申込」の申込み自体の取消を行い、その旨を小売電気事業者さまへお知らせいたします。

出典：電力広域的運営推進機関 スwitching支援システム取扱マニュアル《スイッチング》をもとに作成

再点申込みについて



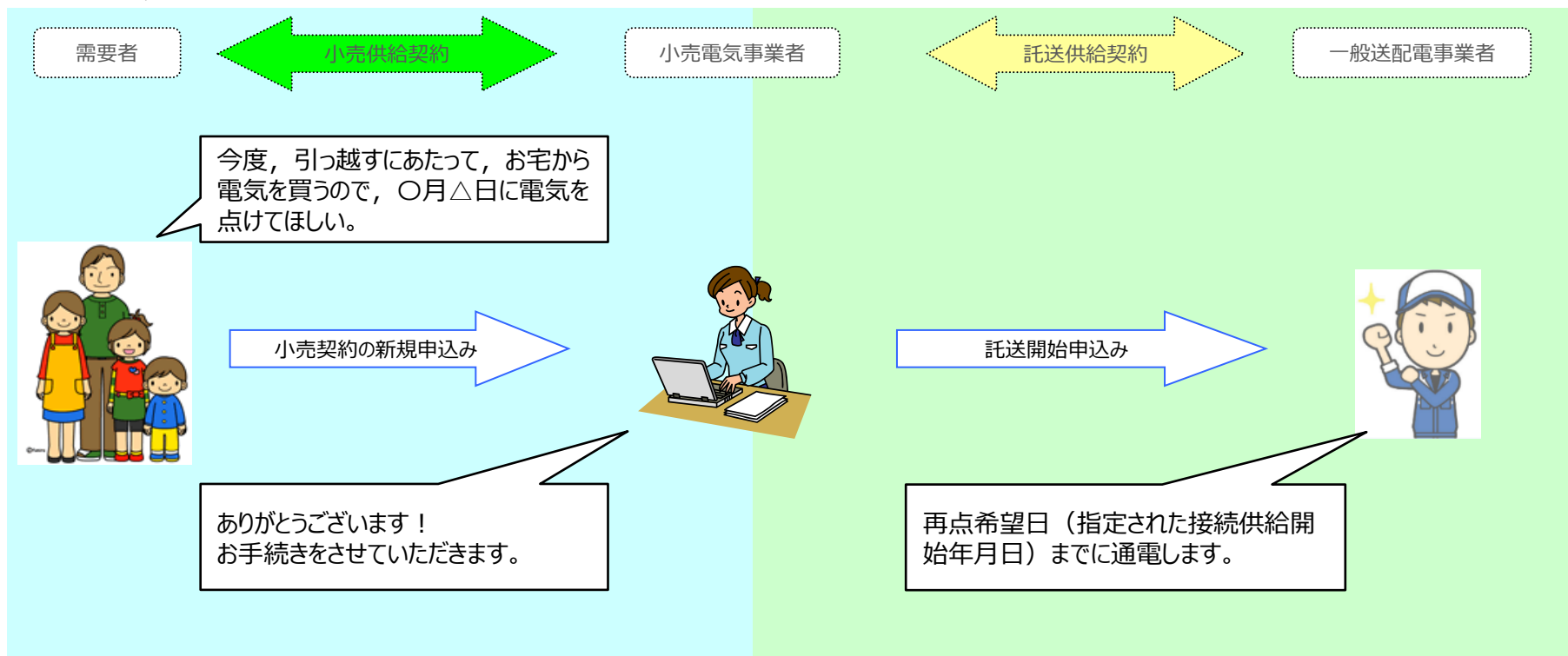
(1) 再点の定義

需要者のご入居等による新規契約にともない、止めてあった電気を再び使えるようにすることを『再点』といいます。

スイッチング支援システムでは、屋内配線工事を伴わない再点を申込対象としています。このため、再点と同時に屋内配線工事が伴う場合は、新設や増設等に準じた申込が必要となります。また、「アンペア変更」についてはスイッチング支援システムでの申し込みが可能ですので、再点と併せて同日付けのアンペア変更を行う場合は、再点申込後にアンペア変更申込みを行ってください。

なお、需要者が同一供給地点において電気使用を継続する状態で、電力を供給する小売電気事業者を切り替える場合は『スイッチング』となります。

<参考：再点のイメージ>



出典：電力広域的運営推進機関スイッチング支援システム取扱マニュアル《再点》をもとに作成

スイッチングおよび再点申込みににおける注意事項（１／２）



■ スwitching・再点申込みは、以下の点にご注意ください。

（１）供給地点の確認について

- ・ スwitching支援システムの設備情報照会機能により、供給地点特定番号をご確認ください。
- ・ 設備情報照会で不明の場合は、供給地点特定番号照会Web申込にてお問い合わせください。

＜東京電力パワーグリッドHP-供給者変更のお手続き-小売電気事業者さま向け電気の供給者変更の具体的なお手続き＞

<http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/liberalization/kyoukyusya/change/retail/>

（２）現地に複数契約がある場合

現地に複数契約がある場合（電灯・動力等）で、いずれの契約もswitchingまたは再点を希望する場合は、希望する契約すべてについてswitching申込みまたは再点申込みを行ってください。

※ switching申込みまたは再点申込みのない関連契約については、switchingや再点は実施されません。

（３）契約決定方法の変更について

switching支援システム申込対象外の変更については（実量契約→アンペアブレーカー契約等），別途，Web申込システムから契約変更を申込みください。

※ 「switching開始申込」および「switching廃止申込」については，switching支援システムから申込みください。



■ スwitching・再点申込みは、以下の点にご注意ください。

（４）実量契約への切り替えにともなうアンペアブレーカーの扱いについて

- スwitchingまたは再点にあわせて実量契約への切り替えを希望されている場合は、スイッチング支援システムからのスイッチング開始申込みまたは再点申込みにて変更が可能です。
- この際、弊社は原則としてアンペアブレーカー（以下、「ＳＢ」といいます。）を残置（計量器の電流制限機能（以下、「計器ＳＢ機能」といいます。）を設定している場合は設定を継続）いたします。ＳＢの撤去（計器ＳＢ機能の解除含む）を希望される場合は、メールにて申込みください。
※ ＳＢの撤去は、スイッチング支援システムから申込みできません。
- 不在等で作業ができなかった場合は、改めて申込みをお願いいたします。

■ 再点申込みでは、以下の点にご注意のうえ申込みください。

（１）不在送電時の注意喚起について

需要者さまが不在送電を希望する場合は、火災防止や機器故障対策のため、ブレーカーを「切」にしておく必要があること、それが不可であれば、過熱する電気製品等の電源OFFを行う必要があることを需要者さまに必ず注意喚起してください。

（２）再点日当日の申込みについて

- ・ お急ぎで通電作業をご希望の場合は、小売電気事業者さまから弊社へご連絡をいただいておりますが、2020年4月の弊社託送業務システムの変更により、受付時間内は弊社への電話連絡が不要となっております。
- ・ 受付時間外にお急ぎで通電作業をご希望の場合は、従来どおり弊社まで電話連絡をお願いいたします。

（３）供給地点を間違えて再点申込みを行った場合の手続きについて

供給地点を間違えて再点申込みを行った場合は、受付工程に応じて、次のとおりご対応をお願いいたします。

a. 受付工程が「申込処理中」、または「契約中に再点申込あり」の場合

スイッチング支援システムから取消申込みをお願いいたします。なお、取消申込みができない場合は弊社までご連絡をいただきますようお願いいたします。

b. 受付工程が「処理完了」の場合

弊社へ必ずご連絡をいただきますようお願いいたします。

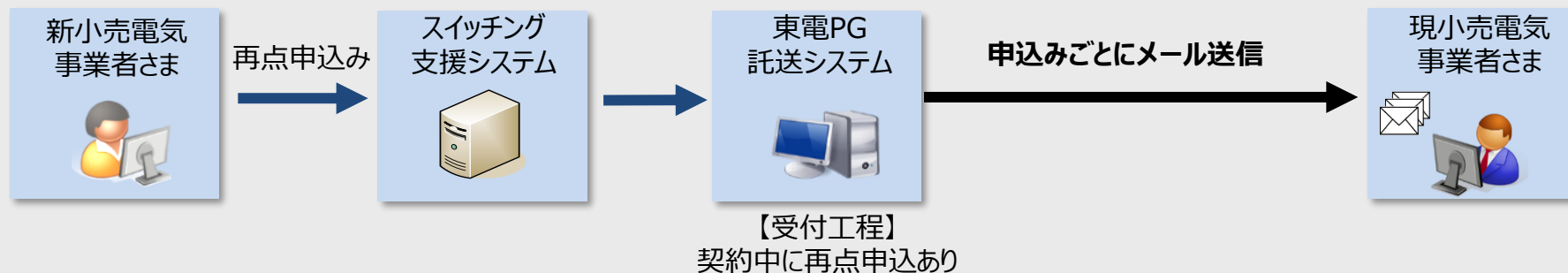
弊社にてスイッチング支援システムによる廃止申込みの可否についてご案内いたします。

ご契約中の供給地点に再点申込みがあった場合の廃止確認連絡について



- ご契約中の供給地点に対して、他の小売電気事業者さまから再点申込みがあった場合、現小売電気事業者さまへ廃止申込みの可否確認メール（件名：【低圧】移転ご確認のお願い）を、[「nsc-moushikomit7@tepcoco.jp」](mailto:nsc-moushikomit7@tepcoco.jp)から再点申込みごとにお送りいたします。
- なお、スイッチング支援システムの受付工程は「契約中に再点申込あり」となります。

<廃止確認の流れ>



再点申込みごとにメールをお送りいたしますので、需要者さまへご契約の継続についてご確認いただき返信をお願いいたします。

廃止（撤去）申込みについて



(1) 廃止の定義

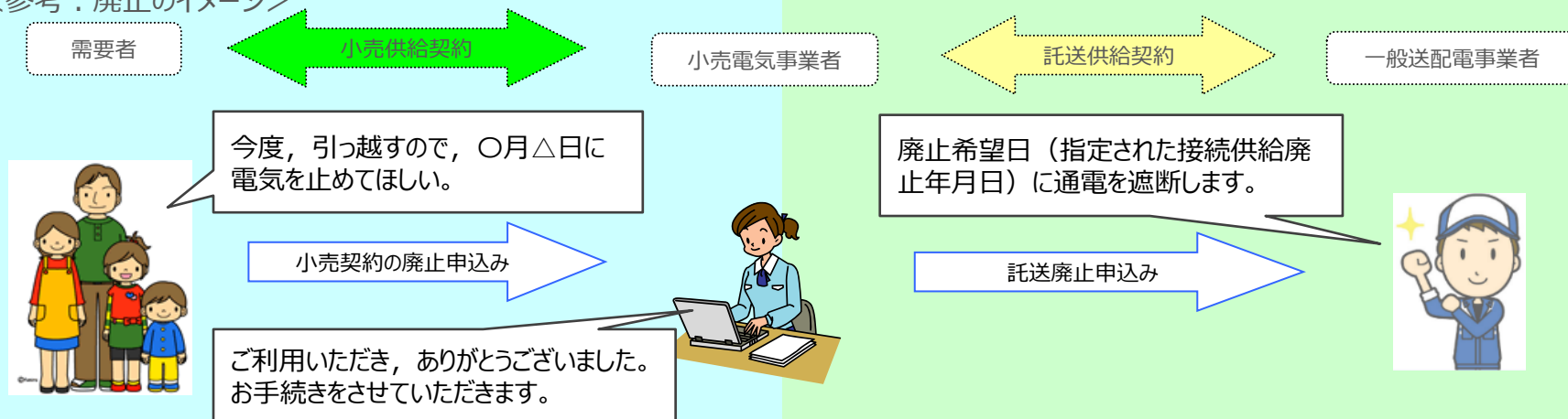
需要者の転居等に伴い、電気の使用を停止することを「廃止」といいます。「廃止」には、需要者申出によるものと小売電気事業者申出によるものと2パターンがあります。

需要者申出による場合においては、アパート等で再び電気が使用されるケースに備えて、供給設備を残した状態にする場合と家屋の取壊し等に併せて供給設備を撤去する場合がありますので、どちらに該当するか確認し、廃止入力画面の項目を正しく反映することが必要です。

小売電気事業者申出による場合とは、未収等による小売契約解約に伴うものです。

なお、需要者が同一供給地点において電気使用を継続する状態で、電力を供給する小売電気事業者を切り替える場合は『スイッチング』となります。

<参考：廃止のイメージ>



【廃止申込の指定可能期間】

・「廃止申込」に際しては、原則、廃止希望日の前日までに廃止申込が必要となります。スイッチング支援システムでの接続供給廃止年月日（廃止希望日）の指定可能期間は、「申込処理日+31暦日」までとなっています。なお、再点と異なり遡及申込はできません。

・小売電気事業者申出による「廃止申込」に際しては、廃止希望日の10日前までに廃止申込みが必要となります。

出典：電力広域的運営推進機関スイッチング支援システム取扱マニュアル《廃止》をもとに作成

廃止（撤去）申込みにおける注意事項（1 / 2）



■ 廃止（撤去）申込みでは、以下の点にご注意のうえ申込みください。

（１）廃止時の注意喚起について

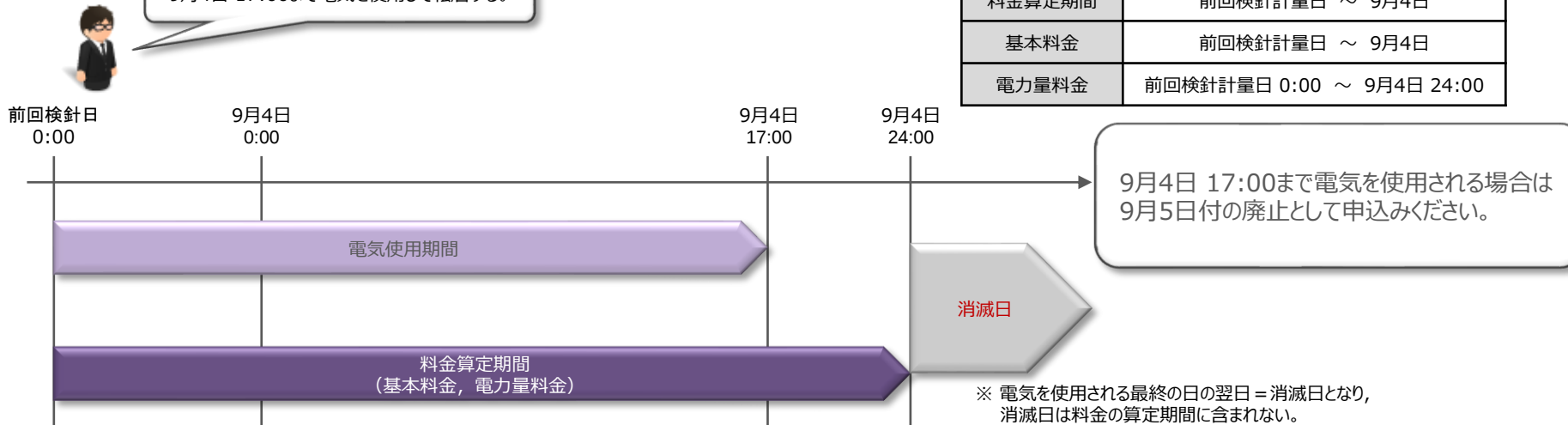
需要者さまが退去する前に、電気設備保安の観点から、ＳＢ、契約主開閉器または漏電遮断器を「切」にするよう、需要者さまに必ず依頼してください。

（２）廃止年月日の考え方について

東京電力エリアにおいては、最終使用日の翌日を接続供給廃止年月日として申込みをお願いいたします。

なお、接続供給廃止年月日を誤って最終使用日として申込みすると、需要者さまが使用中に通電遮断（送電停止）してしまう虞があるため、入力に際しては十分ご注意ください。

9月4日 17:00まで電気を使用して転居する。





■ 廃止（撤去）申込みでは、以下の点にご注意のうえ申込みください。

（３）廃止申込みにともなう現場作業

- ・ 廃止申込み受付にあわせて、弊社は自動で作業指示を行い、通電遮断（送電停止）を行います。
- ・ 廃止日以降で送電継続を希望される場合は、接続供給廃止日と同日の接続供給開始日で再点申込みを行ってください。

（４）同一需要場所に発電側の契約がある場合

同一需要場所に発電側の契約がある場合、需要側の契約のみを廃止にすることはできません。需要側の廃止にあわせて、発電側の廃止もご確認ください。

（５）廃止（撤去）の申込み期限

廃止理由が需要者申出の場合は、申込み廃止日の前日（電気の最終使用日）までに申込みいただきますようお願いいたします。

※ 廃止日は、過去に遡ることはできないため、ご注意ください。

（６）撤去工事にかかる日数の確保

- ・ 廃止申込みの「建物解体（設備撤去）有無」項目で、「あり」を選択した場合、弊社は原則として、弊社供給設備を撤去いたします。
- ・ 建物解体日の直前に申込みをいただいた場合、解体予定日までに撤去工事ができない可能性があります。
※ 設備撤去では工事日調整を行うことがありますので、調整ができるよう一週間以上前を目途に申込みいただきますようご協力をお願いいたします。



- アンペア変更申込みでは、以下の点にご注意のうえ申込みください。

- 遠隔操作が可能な場合の作業について

スマートメーターが設置済で、S B 未取付であり、計器 S B 機能の設定がある地点については現地での作業が不要（操作での作業が可能）であるため、需要者さまへの作業連絡は行いません。

ただし、遠隔通信エラーや需要者さまの設備状況等により現地立会が必要になるケースがありますので、需要者さまには、「作業が必要になる場合のみ、東京電力パワーグリッドから連絡がある」とお伝えください。

立会い等の個別連絡をいただいている場合の注意事項

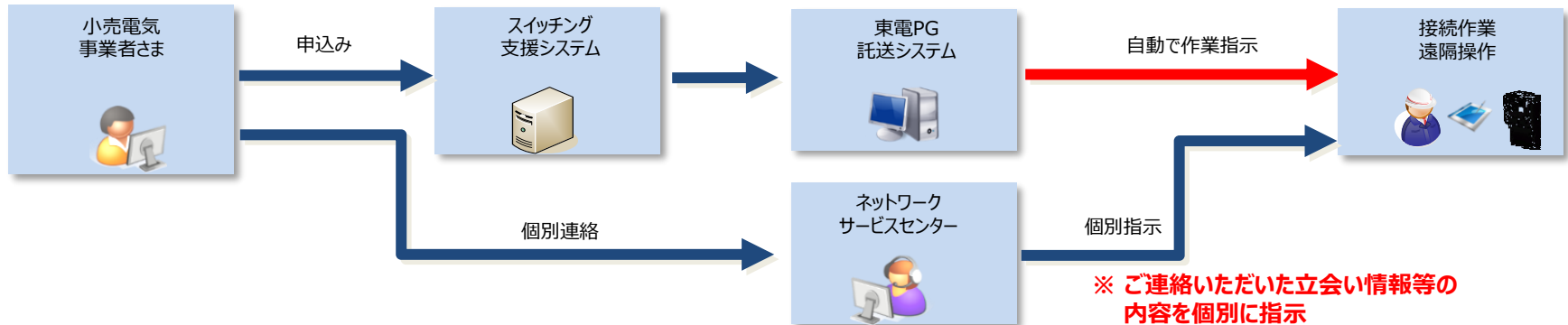


■ 個別連絡をいただいている申込みを訂正する場合、以下の点にご注意願います。

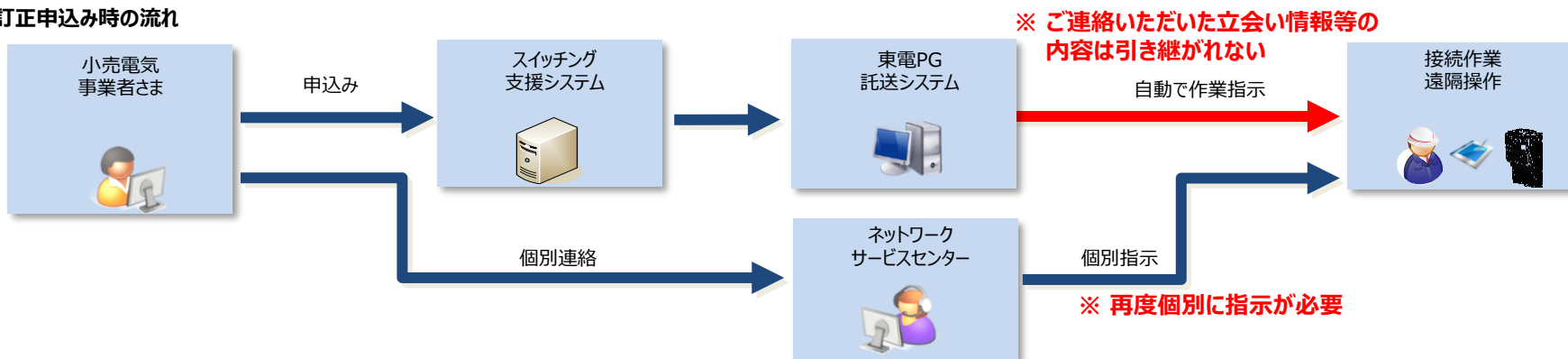
電話やメールにて立会者等の個別のご連絡をいただいた以降に申込み内容を訂正した場合は、ご連絡いただいた個別の内容は引き継がれません。

再度個別の作業指示が必要になることから、あらためて弊社までご連絡をお願いいたします。

■ 新規申込み時の流れ



■ 訂正申込み時の流れ



需要者情報変更申込みににおける注意事項（1 / 2）



■ 需要者情報変更申込みでは、以下の点に留意いただきますよう、お願いいたします。

✓ **変更の必要がない項目※については、入力または選択をする必要はありません。**

（電力広域的運営推進機関「スイッチング支援システム取扱マニュアル（需要者情報変更）」P.7記載）

※ 特に、「供給地点情報」の「住所」「建物名」に変更がない場合は、未入力（空欄）とし、変更が必要な「需要者情報」「連絡先情報」の項目のみ、お申込みいただくようお願いいたします。

<申込画面>

需要者情報変更申込入力

○ 需要者情報変更申込手続き

* 需要者情報の提供を行う各需要者の場合は、供給開始、供給開始の申込みよりお手続きをお願いいたします。
※は必須項目です。115番第一、第二水準以外の文字は利用できません。予めご確認ください。

<変更前>

需要者名（カナ）：
（半角・40桁）

需要者名（漢字）：
（全角・10桁）

需要者電話番号（1）：
（半角・10桁）

需要者電話番号（2）：
（半角・10桁）

<変更後>

需要者名（カナ）：
（半角・40桁）

需要者名（漢字）：
（全角・10桁）

需要者電話番号（1）：
（半角・10桁）

需要者電話番号（2）：
（半角・10桁）

① 需要者情報

（需要者名・需要者電話番号）



供給地点住所

* 供給地点住所の変更は、必ず全てを正確に入力してください。供給開始、供給開始の申込みよりお手続きをお願いいたします。

<変更前>

郵便番号：
（半角数字）

住所：
（全角・60桁）

建物名：
（36桁）

<変更後>

郵便番号：
（半角数字）

住所：
（全角・60桁）

建物名：
（36桁）

② 供給地点情報

（郵便番号・住所・建物名）

②に変更がない場合は、
入力不要です。



○ ご連絡先情報

ご連絡先区分：
供給地点と同じ ☐

<変更前>

ご連絡先氏名（カナ）：
（半角・40桁）

ご連絡先氏名（漢字）：
（全角・10桁）

ご連絡先電話番号：
（半角・10桁）

<変更後>

ご連絡先氏名（カナ）：
（半角・40桁）

ご連絡先氏名（漢字）：
（全角・10桁）

ご連絡先電話番号：
（半角・10桁）

③ 連絡先情報

（連絡先氏名・連絡先電話番号）



ご連絡先住所

<変更前>

郵便番号：
（半角数字）

住所：
（全角・60桁）

建物名：
（36桁）

<変更後>

郵便番号：
（半角数字）

住所：
（全角・60桁）

建物名：
（36桁）

④ 連絡先情報

（連絡先郵便番号・連絡先住所・
連絡先建物名）

<変更後>

郵便番号：
（半角数字）

住所：（全角・60桁）

建物名：
（36桁）

変更が必要な場合、
「住所」の入力項目と
「建物名」（・棟番号・部屋番号）の
入力項目は別（枠）です

☐ 経路送電線における需要者に関する事項の選択を需要者に承認いただいている。※

* 入力項目等についてご不明な点はお電話にて直接ご連絡をお願いいたします。

申込

前画面に戻る

需要者情報変更申込みににおける注意事項（2 / 2）



- 「供給地点情報」の「住所」「建物名」に変更がある場合，入力パターン①②⑤で申込みをお願いいたします。

住所についてはA～I いずれかでご入力いただくと，受付工程が「処理完了」へ遷移します。

入力パターン	郵便番号	住所	建物名	受付工程
①	入力あり	入力あり	—	処理完了
②	入力あり	入力あり	入力あり	処理完了
③	入力あり	—	—	申込処理中
④	—	入力あり	—	申込処理中
⑤	—	—	入力あり	処理完了

入力なし＝「—」

<丁目表記>

A	△△町○丁目○番○号
B	△△町○丁目○番（英数字）
C	△△町○丁目○－○
D	△△町○丁目○－Aや数字
E	△△町○－○－○

<番地表記>

F	△△町○番○号
G	△△町○番
H	△△町○－○－○
I	△△町○－○

入力パターン「③（郵便番号のみ）」、「④（住所のみ）」の場合は，郵便番号と住所の整合性が保証されないため，受付工程が「申込処理中」となります。また，「郵便番号」「住所」ともに入力がある場合（①②）でも，整合性がない場合は同様です。

<例>

郵便番号：182-0006（誤）
住所：東京都調布市東つつじが丘
※正しくは「182-0005」であるため，
受付工程は「申込処理中」となります



（３）スイッチング支援システム対象外の申込みについて

実量契約への切替に伴うアンペアブレーカーの撤去申込みについて



- S Bの撤去（計器 S B 機能の解除含む）を希望される場合は、弊社ネットワークサービスセンターへメールにてご連絡ください。
- 「実量契約への切替に伴うアンペアブレーカー撤去申込書」を弊社ホームページよりダウンロードしていただき、メールアドレス「nsc-moushikomit1@tepcoco.jp」へご送付ください。
- 作業訪問可能時間帯は9時から17時までとなります。
- 現地の宅内設備を確認するため、需要者さまのお立ち会いが必要となります。
- 当日の作業依頼ならびに受付時間終了間際の翌日の作業依頼については、ネットワークサービスセンターまで事前にご連絡ください。

東京電力パワーグリッド株式会社様へ	
実量契約への切替に伴うアンペアブレーカー撤去申込書	
下記欄番について、アンペアブレーカーの撤去またはスタートブレーカーの電圧時間機能の解除を申し込みます。	
1. 申込者情報	
小売電気事業者名	小売電気事業者コード
担当者	
連絡先電話番号	
2. 申込内容	
作業希望日	
希望時間帯	(選択して下さい)
決起地点特定番号	
郵便番号	
住 所	
建 物 名	
需要者名(カナ)	
需要者名(漢字)	
需要者の電話番号	(選択して下さい)
3. ご連絡先情報	
ご連絡先	口上住所(住所と異なる場合は、〒を記入して下さい)
郵便番号	
住 所	
建 物 名	
連絡先氏名(カナ)	
連絡先氏名(漢字)	
連絡先電話番号	(選択して下さい)
特記事項	
本申込書と併せて一社送電事業者は、電圧時間機能の申込みおよび実施に際して適切な確認を、必要に応じて実施する旨の旨を記載してください。	

書式は弊社ホームページよりダウンロードください。



■ 実量契約への切替に伴うアンペアブレーカー撤去申込書（以下 S B 撤去申込書）をメールで送付時は、以下の点にご注意ください。

- S B 撤去申込書は、弊社所定様式の E x c e l 形式でご送付ください。
- S B 撤去申込書は、1 地点につき 1 枚の申込書でご依頼ください。
- 現地訪問時のご連絡先電話番号にお間違いがないかご確認願います。
- 実量契約の場合、S B 撤去の申込みは受付いたしますが、新たなアンペア数の設定は受付しておりません。
- 実量契約からアンペアブレーカー契約への変更をご希望の場合は、W e b 申込システムから契約変更を申込みください。

スイッチング支援システムで訂正・取消ができない場合について



- 受付工程が進んだ等により、スイッチング支援システムでの訂正または取消ができない場合は、弊社ネットワークサービスセンターへメールにてご連絡ください。
- 申込内容の変更・取消依頼書を弊社ホームページよりダウンロードしていただき、メールアドレス「nsc-moushikomit1@tepcoco.jp」へご送付ください。
- 受付時間は土日祝日年末年始を除く9時から17時までとなります。
- 緊急のご用件の場合は、ネットワークサービスセンターまで事前にご連絡ください。
- 変更・取消をする申込番号を申込内容一覧照会でご確認いただきご記載ください。

東京電力パワーグリッド株式会社御中 年 月 日

申込内容の変更・取消依頼書

下記申込みについて、内容の変更または取消を依頼します。

1. 申込者情報

小売電気事業者名	小売電気事業者コード
担当者	
連絡先電話番号	

2. 変更・取消内容

託送申込番号	申込種別	供給地点特定番号	需要者名	変更内容	【変更前】異動年月日	【変更後】異動年月日
	電灯、スイッチング					
	電灯、スイッチング					
	電灯、スイッチング					
	電灯、スイッチング					
	電灯、スイッチング					
	電灯、スイッチング					

申込内容一覧照会

条件検索 最新情報に更新

<1~6件表示>/6件中

選択	No.	受付年月日	申込番号	供給地点特定番号	需要者名	契約形態	申込内容	異動年月日	工程	連絡事項	訂正取消
	1	2016年8月5日	040500007633	0401111111111111110003	123456789012 345678901234 56789012	電灯 定額	スイッチング 開始（新小売 電気事業者）	2016年8月15日	処理完了 （計器取替 未完了）	-	有
	5	2016年8月5日	040500001632	0401111111111111110002	123456789012 345678901234 56789012	電灯 定額	スイッチング 開始（新小売 電気事業者）	2016年8月15日	廃止申込み 待ち	有	有

書式は弊社ホームページよりダウンロードください。

申込内容一覧照会の「申込番号」を
「託送申込番号」にご記載ください。



■ 申込内容の変更・取消依頼書をメールで送付する場合は、以下の点にご注意ください。

<依頼書について>

- 申込内容の変更・取消依頼書は、弊社所定書式の E x c e l 形式でご送付ください。
- 申込内容の変更・取消依頼書に16件以上記載する場合は、行を増やしてご使用ください。
可能な限り、複数のファイルでのご依頼は避けていただき 1 ファイルでご送付ください。
- 依頼書はメールに添付のうえご送付ください。
- 対象は弊社管轄エリア（東京）の申込みとなりますので、ご送付前に確認をお願いいたします。

<依頼書記載内容について>

- スイッチング開始申込みの訂正または取消ご依頼時に、スイッチング廃止の情報は不要です。
- 後続に再点申込みがある廃止の取消をご依頼いただく際は、再点申込みの小売電気事業者さまへ却下理由を説明するため、依頼書の欄外等に取消理由の記載をお願いいたします。
- 31日以上遡る再点日への変更をご依頼いただく際は、先日付（概ね 1 カ月程度の未来日）で申込みください。また、需要者さまへ通電状態をご確認いただき、通電作業が必要な場合は、別途、ネットワークサービスセンターまでご連絡をお願いいたします。

申込内容の変更・取消依頼書を送付する際の注意事項（2 / 2）



■ 申込内容の変更・取消依頼書をメールで送付する場合は、以下の点にご注意ください。

<その他>

- ・ スwitchング支援システムで、訂正または取消ができない場合のみメールでご依頼ください。

スイッチング申込みの以下の工程時は弊社にて取消できないため、小売電気事業者さまにてご対応をお願いいたします。

申込内容一覧照会(低圧)

Q 条件検索

最新情報に更新

選択	No.	受付 年月日	申込番号	供給地点特定番号	需要者名	契約 形態	申込内容	異動 年月日	工 程	連絡 事項	訂正 取消
☒	1	2023年6 月28日				電灯	スイッチン グ開始（新 小売電気事 業者）	2023年8 月2日	廃止申込み 待ち	-	-

Q 条件検索

最新情報に更新

選択	No.	受付 年月日	申込番号	供給地点特定番号	需要者名	契約 形態	申込内容	異動 年月日	工 程	連絡 事項	訂正 取消
☒	1	2023年6 月28日				電灯	スイッチン グ廃止（旧 小売電気事 業者）	2023年7 月1日	開始申込み 待ち	-	-

31日以上遡及する再点の申込みについて（1 / 3）



- 申込日から遡った再点日での再点申込みをご希望される場合は、スイッチング支援システムの供給地点設備情報照会画面で、当該供給地点の「廃止措置方法」が「廃止中（お客さま宅内操作で点灯）」であることをご確認のうえ、申込みください。
なお、「廃止措置方法」の反映には時間がかかる場合もありますのでご承知おきください。
- 31日以上遡及する再点日をご希望される場合は、スイッチング支援システムで仮の再点日（概ね1カ月程度未来の日）で申込みのうえ、「申込内容の変更・取消依頼書」にて再点日の変更を依頼願います。なお、変更後の再点日が、接続供給廃止年月日より遡らないようご注意ください。
- 「廃止措置方法」が「契約中」の場合、申込日が最短の再点日となりますので、遡った再点日での再点申込みは受付できません。

【スイッチング支援システム（供給地点設備情報照会）】

供給地点設備情報照会

電力会社エリア

東京電力パワーグリッド

ユニバーサルサービス

対象外

省略

廃止措置方法

廃止中（お客さま宅内操作で点灯）

接続供給廃止年月日

2022年9月27日

廃止措置方法をご確認のうえ、申込みください。

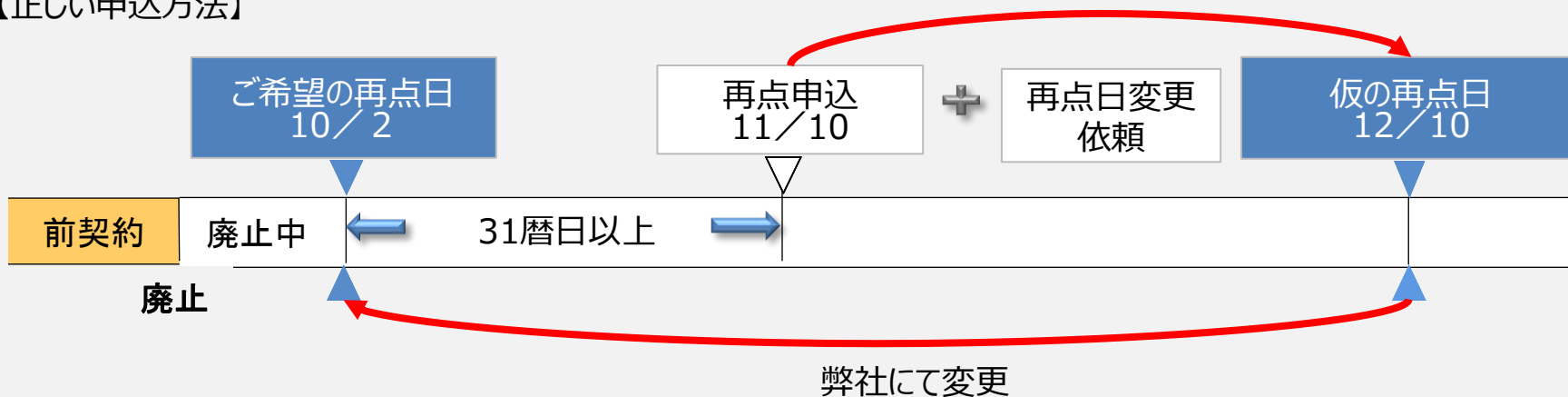
接続供給廃止年月日より遡らないようご注意ください。

31日以上遡及する再点の申込みについて（2 / 3）

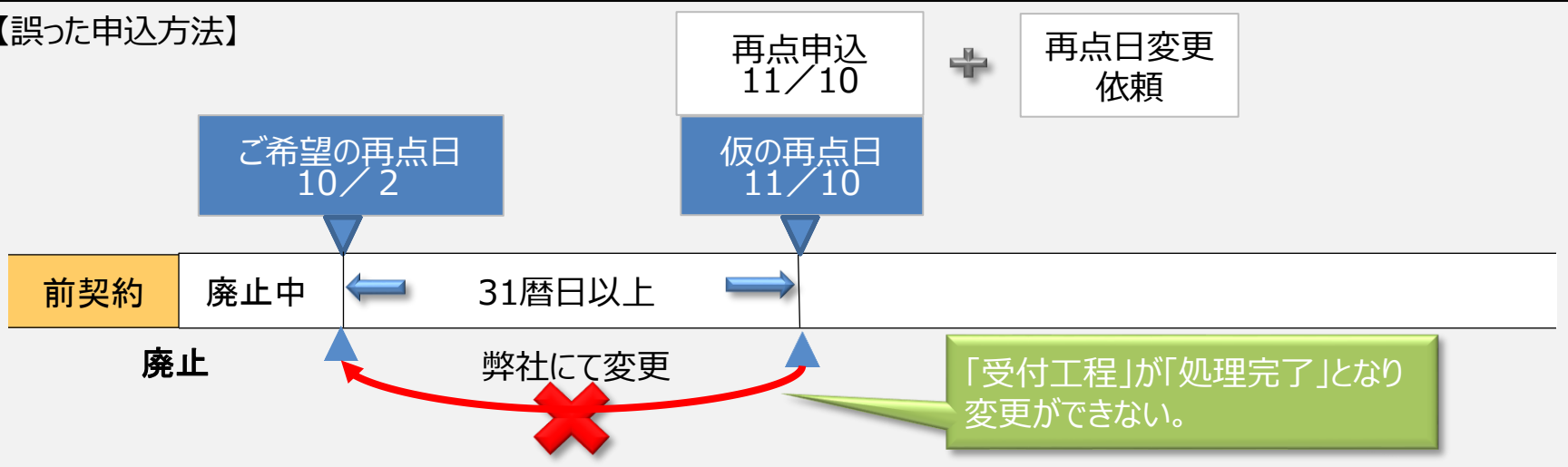


- 申込日と同日の再点日で申込みいただくと再点申込の「受付工程」が「処理完了」となる場合がありますのでご注意ください。

【正しい申込方法】



【誤った申込方法】



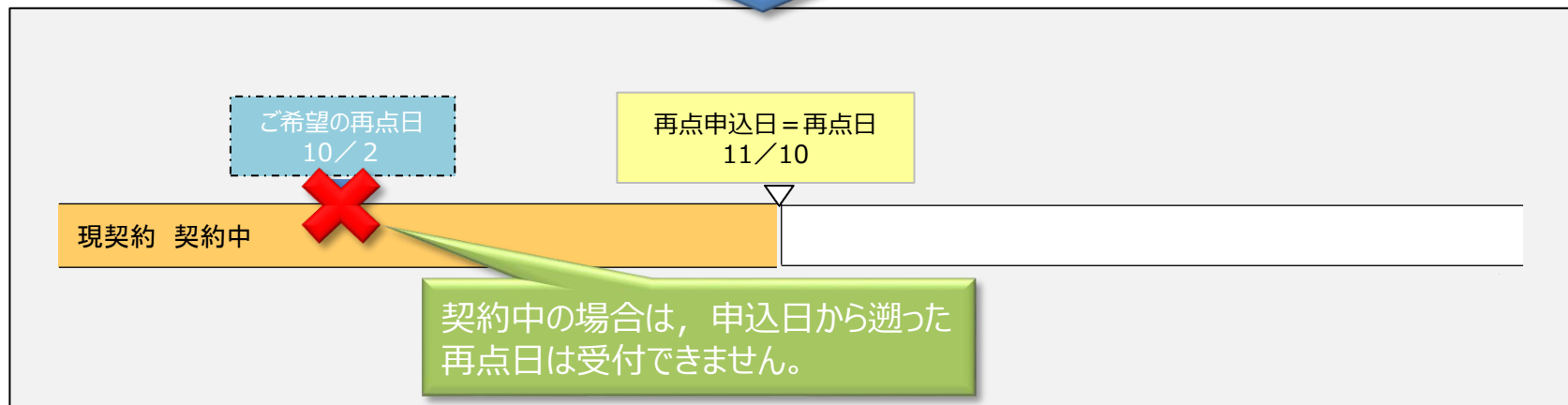
31日以上遡及する再点の申込みについて（3 / 3）



- 「廃止措置方法」が「契約中」の場合、申込日が最短の再点日となります。
申込日から遡った再点日の受付はできませんので、申込日を再点日として申込みください。

【スイッチング支援システム（供給地点設備情報照会）】

供給地点設備情報照会			
電力会社エリア	東京電力パワーグリッド	ユニバーサルサービス	対象外
省略			
廃止措置方法	契約中	接続供給廃止年月日	





(4) その他

受付時間外に申込みをした場合の電話連絡について



- ネットワークサービスセンター受付時間外にスイッチング支援システムより弊社へ再点・廃止・アンペア変更申込みを行った場合、「受付時間を過ぎているため、電話連絡願います」とメッセージが全数表示されますが、実際に連絡が必要なケースは以下のとおりです。

（１）再点で連絡が必要なケース

受付時間外にお急ぎで通電作業をご希望の場合

※ お急ぎで通電作業を希望される場合であっても、必ず再点申込みを行ったうえで弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

（２）廃止（撤去）で連絡が必要な場合

建物の解体工事中等で、緊急で弊社供給設備の撤去作業が必要な場合

- 上記は、スイッチング支援システムでの申込み後、弊社緊急受付センターまでご連絡ください。
→ 緊急受付センター 03-4214-4676
- 上記以外のケースについては、原則としてご連絡は不要です。



以 上